

平成30年4月1日から、 搬入方法が変わります。

他市ごみを持込ませない、大切なお車を傷つけないために、
ご協力をお願いいたします。

1 排出者及び搬入者の本人確認(※)を行います。

排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、受入できません。

(※) 詳細は裏面をご覧ください。

2 分別されていないごみは、搬入できません。

分別されていない、受入基準に適合しない場合、受入できません。

3 ごみは、原則、搬入者ご自身で下ろして頂きます。

大きなごみの場合、なるべく補助者の同行をお願いします。

※職員が下ろす補助をした場合にお車を傷つけても、
市は責任を負いかねます。ご了承ください。



●搬入できるごみ

- ① 市内で発生 ② 分別されている ③ 家庭から発生

上記1～3及び①～③を満たさない場合は、
搬入できません。お持ち帰り頂きます。

その他の注意事項

- ・ 自宅の樹木を業者が伐採・剪定した場合、排出者は業者となり、事業系一般廃棄物の扱いになります。有料です。(10kgにつき240円)
- ・ 遺品整理業者は、遺品整理作業しか行えません。所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可がない場合、ごみの運搬はできません。
- ・ 引越し請負業者は、所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可がない場合、排出者の同行があっても、ごみの運搬はできません。

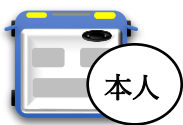
→裏面もご覧ください。

●持込できる方は、次の(ア)～(エ)とおりです。

(ア) 排出者本人または同居の親族

搬出者本人

同居の親族



(イ) 排出者本人または同居の親族が同乗した運転者（個人）

排出者本人が同乗

同居の親族が同乗



(ウ) 排出者本人又は同居の親族から委任を受けた個人

受任者が個人



(エ) 所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者

許可業者に依頼



●確認書類

搬入者	確認書類	排出者本人または同居の親族の住所がわかるもの (※1)	運転者の運転免許証(原本)	委任状 (※2)
(ア) 排出者本人または同居の親族		○		
(イ) 排出者本人または同居の親族が同乗した運転者（個人）		○	○	
(ウ) 排出者本人または同居の親族の委任を受けた個人		○	○	○
(エ) 所沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者			○	○

(※1) 排出者本人または同居の親族が運転の場合：運転免許証（原本）

(イ)、(ウ)、または車以外の場合：運転免許証、住民票、保険証、公共料金の明細書（いずれもコピー可）

(※2) 委任状には委任者と受任者の住所・氏名、委任内容、委任者の署名・捺印が必要
(ウ) または (エ) で、本人が死亡している場合は死亡届（コピー可）

●お問合せ 所沢市環境クリーン部 資源循環推進課 04-2998-9146
 東部クリーンセンター 04-2998-5300
 西部クリーンセンター 04-2948-3141